

天草・宇土半島地域の世界遺産めぐり観光客誘致事業業務委託仕様書

1 業務名

世界遺産めぐり観光客誘致事業業務委託

2 仕様等

(1) 委託事業概要

①福岡市近郊の住民を対象とする旅行業者等向けモニターツアーの実施三角西港や崎津集落を核とする新たな旅行商品の造成や記事作成等による、福岡市近郊からの誘客を促進するため、福岡市近郊の旅行業者等向けのモニターツアーを企画・実施する。

＜モニターツアー実施における基本的な考え方及び留意点＞

- ・1回以上実施すること。
- ・参加者の中に旅行業者を必ず入れること。
- ・宇城市の三角西港と天草市の崎津集落を核として、農・水産物ガイドマップ「たからじまっぷ」、オルレ・トレッキングガイドマップ「スィーツ島の山ガール」の内容を踏まえた、魅力あるコースとすること。
- ・1回の人数は5名以上。ただし、可能な限り多く集めること。
- ・天草地域での宿泊を伴う1泊2日の日程で企画すること。
- ・天草市、上天草市、苓北町、宇土市、宇城市的スポット（観光施設、食事・宿泊場所等）に、各市町1か所以上立ち寄る行程とすること。
- ・参加費は無料とすること。
- ・モニターツアーの行程については、実行委員会と協議して決定する。

②福岡市近郊の一般旅行者向けのモニターツアーの実施

福岡市近郊からの誘客促進に向け、天草・宇土半島地域が有する観光資源に対する都市圏住民のニーズを把握するため、注目の集まる世界遺産を核とし、中高年を中心とした一般旅行者を対象とするモニターツアーを企画・実施する。

＜モニターツアー実施における基本的な考え方及び留意点＞

- ・1回以上実施すること。
- ・宇市の三角西港と天草市の崎津集落を核として、農・水産物ガイドマップ「たからじまっぷ」、オルレ・トレッキングガイドマップ「スィーツ島の山ガール」の内容を踏まえた、魅力あるコースとすること。
- ・1回の人数は15名以上。ただし、可能な限り多く集めること。
- ・天草地域での宿泊を伴う1泊2日の日程で企画すること。
- ・天草市、上天草市、苓北町、宇土市、宇城市的スポット（観光施設、食事・宿泊場所等）に、各市町1か所以上立ち寄る行程とすること。
- ・参加費は10,000円以内とすること。
- ・モニターツアーの行程については、実行委員会と協議して決定する。

③各ツアーアの分析と提案

- ・各ツアーア終了後は、ツアーア参加者全員にアンケート調査を行い、報告書にまとめる。
- ・ツアーアの分析を行い、旅行商品造成について専門的立場からの提案を行うこと。

④その他実施条件

- ・世界遺産ツアーアを前面に打ち出した企画とすること。
- ・実施に当たっては、広報等において実施地域の観光施設等の情報を積極的

に提供し、回遊を促すこと。

- ・福岡市近郊の集客につながるように工夫を行うこと。
- ・モニターツアーで作成した印刷物等の著作権は、天草・宇土半島広域連携事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）に帰属する。

⑤委託費用に含まれる経費

モニターツアーの企画・調整・実施費用一式及びツアーアの分析・提案並びに広報費

（3）契約期間

契約締結の日から平成28年3月11日（月）まで

3 成果品

- （1）業務完了報告書
- （2）電子媒体（CD-Rで納品、データ形式は別途指示）7部
- （3）その他本委託業務に関して作成した印刷物等 各7部

4 納品場所

〒869-0592

熊本県宇城市松橋町大野85

熊本県宇城市企画部企画課内

天草・宇土半島地域広域連携事業実行委員会事務局

5 検査

完了検査は、納入成果品により実施する。

6 守秘義務及び個人情報の保護

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

当委託業務契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

7 その他

- （1）本件は、コンペ方式により受託業者を決定することとし、コンペの詳細は、別紙「天草・宇土半島地域の世界遺産めぐり観光客誘致事業業務委託 企画コンペ提案要領」によることとする。
- （2）コンペに提出するモニターツアーの内容は、実際の実施内容に近いものを提出すること。
- （3）モニターツアーに新たな企画を提案する場合は、「追加企画」と明記のうえ、提案すること。
- （4）広報等に使用する素材に関する使用料その他一切の費用は、制作費に含まれるものとする。
- （5）チラシ等に掲載する肖像権の問題については、請負業者の責任においてクリアすること。
- （6）世界遺産委員会の結果次第では、委託者と協議のうえ、モニターツアーナーの変更など必要な修正を加えることがあり得る。
- （7）疑義については、実行委員会に照会し、その指示に従うこと。
- （8）その他、詳細な内容については実行委員会と協議のうえ決定すること。